

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年5月23日（令和4年（行個）諮問第5122号）

答申日：令和5年6月12日（令和5年度（行個）答申第5026号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が割増賃金不払いの件で申告し、特定労働基準監督署が作成した令和3年特定月日受理の申告処理台帳（令和3年度特定番号、特定事業場）及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年1月18日付け3北労個開第217号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示（黒塗り）となっている被申告事業者特定事業場より聴取された部分について、申告者が申告に至った理由の部分でもあるため、可能な範囲で開示を願いたく存じます。

(2) 意見書

ア 本事件諮問に至る経緯

私は、令和3年特定月日、特定労働基準監督署Bに「労働基準法41条に定める管理監督者に相応しくない待遇・権限であったにもかかわらず、名ばかり監督職とされ、時間外労働割増賃金の支払いを受けていなかったため、その遡及支払いを求め」特定事業場に対し支払いの義務があると考え、申告を致しました。

イ 是正勧告

令和3年特定月より特定労働基準監督署Aが臨検を実施。

監督署により，申告者は管理監督者とは認められないと判断，法令違反を指摘。令和3年特定月日に是正勧告ならびに指導票の交付がなされた。（中略）

ウ 会社の対応

ところが，会社は労働基準監督署に対し是正勧告を厳粛に受けとめ，遡及払いに応じるといいつつ，是正勧告受理後に，その裏では私を被告とする，債務不存在確認の訴え（未払が特定金額を超えて存在しないことなど）を特定地方裁判所に提訴するという矛盾する行動を取っていました。

無論，是正勧告後，会社が認めていた金額は特定金額を大幅に超えるものでした。裁判所の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状は令和3年特定月日であるから，特定月日に是正勧告を受けた後，訴えを取り下げの機会があったにもかかわらず，それも行っていなかった。債務不存在確認は裁判を望まない一般市民に対し，裁判対応を余儀なくさせるものであり，みだりに行うべきでないうえ，今回は会社自身が特定金額を大幅に超えて債務があることを認識し労基法違反の摘発を免れるために労基署には残額を支払うなどと約束していたにもかかわらず，債務不存在確認の訴えを積極的に取り下げ，会社が実際に支払うことになる金額に訴えの変更を行うべきところ，そのようなことを一切会社は行いませんでした。私はたまたま裁判所書記官に相談の上，弁護士に依頼して対応できたから会社の不当な試みは成功しませんでした。もし弁護士に依頼するすべを知ることなく，また仮に知り得たとしても弁護士費用を捻出できない市民であれば，欠席判決で実際には存在する債務がないことにさせられることになっていました。

エ 労働基準監督署への相談と行動

私は突然「被告」とされた送達郵便を受け取り困惑し，即座に特定労働基準監督署Aの監督官に相談。

行政としても，相矛盾する会社の対応に疑念を抱き，再度会社への聴取を実施。

私は，もしかすると会社代理人弁護士が，是正勧告が発せられたことを認識せず，本訴訟（会社には，なんら支払いの義務・債務はない）を提訴したのでは？とも思い，会社代理人弁護士に何度も架電，連絡するもまったく応じることなく，時系列を含め，是正勧告と矛盾する本訴訟内容をも事務職員に伝えたものの，本訴訟は内容変更や取り下げを行われることなく，第1回口頭弁論期日である令和3年特定月日を迎えるにいたったのである。（中略）

結果，会社および代理人弁護士の，行政処分や未払の時間外割増賃

金の支払の会社の約束を無視した考えがたい行動により、是正勧告支払命令が出されているにも関わらず、支払日は大幅に遅れ、実際に支払が行われたのは、令和3年特定月日であった。

オ 情報開示いただきたい理由

特定事業場は特定業種をなりわいとする、公共性の高い事業であるため、国民の税金を原資とする各種補助金・助成金が関係省庁を通じ交付されています。

にもかかわらず、従業員にはこのような不払を起こしているのみならず、本件のような行政機関より是正勧告を受けてもなお、不誠実な対応を続けていることにあります。

また、本書面の持参日令和4年6月30日現在においても、現職社員への不払いが継続されている事実があり、特定労働基準監督署長への「改善報告書」の内容そのものが、虚偽であることも判明しました。

よって、不開示とされている箇所の開示審査を改めてご検討いただき、ご開示いただきたく存じます。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年12月10日付け（同月20日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年2月20日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

ア 本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働基準監督署に対して申告した事案に係る申告処理台帳一式であり、別紙に掲げる文書1から5の文書（以下「対象文書」という。）に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

イ 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の理由について、「不開示（黒塗り）となっている被申告事業者特定事業場より聴取された部分について、申告者が申告に至った理由の部分でもあるため、可能な範囲で開示を願いたく存じます。」と述べている。

ウ 不服の対象範囲

審査請求人が開示を求める特定事業場に対して特定労働基準監督署が聴取した情報が記録されているのは、本件対象保有個人情報のうち、対象文書1のみとなっているため、これを不服の対象と解することが妥当である。

(2) 不開示情報該当性について

申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の可否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」等が記載されている。

別紙及び別表の対象文書の1の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

また、別紙及び別表の対象文書の1の①には、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、

通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条2号、3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示としている部分のうち、別表の対象文書の1の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、別表のとおり新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求において、「不開示（黒塗り）となっている被申告事業者特定事業場より聴取された部分について、申告者が申告に至った理由の部分でもあるため、可能な範囲で開示」等と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条1項に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年5月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 同月30日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和5年5月29日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部につい

て、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち上記第2の2(1)に掲げる部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、審査請求書の記載(上記第2の2(1))から、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「被申告事業者特定事業場より聴取された部分」として、文書1の開示を求めているものと解されることから、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1(1)は、申告処理台帳の「完結区分」欄に記載された特定労働基準監督署における申告処理案件の完結区分及び同台帳(続紙)の「処理経過」欄の記載の一部である。

当該部分は、原処分において既に開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

当該部分には、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番1(2)は、申告処理台帳(続紙)の「処理経過」欄の記載の一部である。当該部分は、特定労働基準監督署の担当官と特定事業場担当者の事務的なやり取り等にすぎない内容であると認められる。

このため、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を

識別することができるものに該当するが、審査請求人が推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

通番1は、申告処理台帳（続紙）の「処理経過」欄に記載された、特定事業場の関係者からの聴取内容、それを踏まえた特定労働基準監督署の担当官の調査方針、判断等の内容である。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明することをちゅうちょし、又は申告処理に係る調査手法の一端が明らかとなって、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報

文書1 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙

文書2 監督復命書及び続紙

文書3 担当官が作成又は収集した文書

文書4 審査請求人から特定労働基準監督署に提出された文書

文書5 特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、 文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持すべき としている部分			3 2 欄のうち開示すべ き部分	
		該当箇所	法 1 4 条各号 該当性	通番		
1	申告処 理台帳 及び申 告処理 台帳続 紙	1 な いし 3 8	① 1 頁「完結区分 欄」 3 頁「処理経過」欄 2 1 行目 1 文字目な いし 1 5 文字目及び 1 9 文字目ないし 2 1 文字目、2 2 行目 1 文字目ないし最終 文字、2 5 行目 1 文 字目ないし 6 文字目 及び 1 3 文字目ない し 1 7 文字目、2 7 行目 1 文字目ないし 最終文字 4 頁「処理経過」欄 1 3 行目 7 文字ない し最終文字、1 4 行 目 1 文字目ないし最 終文字、1 5 行目 1 文字目ないし 1 6 行 目最終文字 5 頁「処理経過」欄 2 1 行目 1 文字目な いし 7 文字目及び 1 4 文字目ないし最終 文字、2 4 行目 7 文 字目ないし最終文 字、2 5 行目 2 6 文 字目ないし 2 6 行目 1 5 文字目及び 2 7 文字目ないし 2 7 行	2 号、 3 号イ 及び ロ、5 号、7 号イ	1	(1) 1 頁「完結区分 欄」 3 8 頁「処理経過」欄 6 行目 1 文字目ないし最終 文字 (2) 3 頁「処理経過」 欄 2 1 行目 6 文字目ない し 1 5 文字目、1 9 文字 目ないし最終文字、2 5 行目 1 3 文字目ないし最 終文字 4 頁「処理経過」欄 1 3 行目 7 文字目ないし最終 文字 5 頁「処理経過」欄 2 1 行目 1 4 文字目ないし 1 6 文字目、2 4 行目 7 文 字目ないし最終文字、3 0 行目 6 文字目ないし 8 文字目、1 2 文字目ない し最終文字 1 0 頁「処理経過」欄 1 3 行目 5 文字目ないし 7 文字目、1 1 文字目ない し最終文字 1 2 頁「処理経過」欄 1 行目 1 5 文字目ないし 1 9 文字目、5 行目 1 9 文 字目ないし最終文字 1 3 頁「処理経過」欄 5 行目 7 文字目ないし 1 1

		<p>目 1 6 文字目, 2 7 行目 2 2 文字目ないし最終文字, 3 0 行目 1 文字目ないし最終文字, 3 1 行目 1 0 文字目ないし 2 2 文字目及び 2 8 文字目ないし 3 2 行目 2 文字目</p> <p>7 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 3 文字目ないし 2 3 文字目, 4 行目 2 9 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 文字目ないし 9 文字目及び 3 3 文字目ないし 7 行目最終文字, 9 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし 1 2 行目最終文字, 1 3 行目 1 文字目ないし 1 5 行目最終文字, 1 6 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 9 行目 1 文字目ないし 2 3 行目最終文字, 2 6 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 7 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 8 行目 1 文字目ないし 2 9 行目最終文字, 3 0 行目 2 2 文字目ないし 3 1 行目最終文字,</p>		<p>文字目, 9 行目 1 2 文字目ないし最終文字</p> <p>1 4 頁「処理経過」欄 1 8 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>1 5 頁「処理経過」欄 1 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 8 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>1 8 頁「処理経過」欄 2 2 行目 1 2 文字目ないし 1 6 文字目, 2 6 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>2 1 頁「処理経過」欄 1 3 行目 1 4 文字目ないし最終文字, 2 1 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 2 5 行目 1 5 文字目 1 9 文字目</p> <p>2 2 頁「処理経過」欄 2 8 行目 1 4 文字目ないし最終文字, 3 2 行目 1 5 文字目ないし 1 8 文字目</p> <p>2 3 頁「処理経過」欄 1 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>2 4 頁「処理経過」欄 1 1 行目 1 2 文字目ないし最終文字</p> <p>2 5 頁「処理経過」欄 1 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 5 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>2 6 頁「処理経過」欄 5 行目 1 4 文字目ないし最終文字, 8 行目 1 5 文字</p>
--	--	---	--	--

		<p>3 2 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>8 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 3 行目最終文字, 4 行目 1 文字目ないし 6 行目最終文字, 8 行目 9 文字目ないし最終文字, 9 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 2 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 3 行目 1 文字目ないし 1 4 行目最終文字, 1 5 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 6 行目 1 文字目ないし 1 8 行目最終文字, 1 9 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 0 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 1 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 4 行目ないし 2 7 行目最終文字, 2 8 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 9 行目 2 6 文字目ないし 3 0 行目最終文字</p> <p>9 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 3 行目最終文字,</p>		<p>目ないし最終文字</p> <p>2 7 頁「処理経過」欄 5 行目 1 2 文字目ないし 1 6 文字目, 8 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 2 0 行目 1 2 文字目ないし最終文字</p> <p>2 8 頁「処理経過」欄 1 行目 1 2 文字目ないし最終文字, 2 1 行目 1 5 文字目ないし 1 9 文字目, 2 8 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>2 9 頁「処理経過」欄 9 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 1 8 行目 1 2 文字目ないし最終文字</p> <p>3 1 頁「処理経過」欄 2 9 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>3 2 頁「処理経過」欄 1 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目ないし最終文字</p> <p>3 3 頁「処理経過」欄 5 行目 1 4 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 2 5 行目 1 2 文字目ないし最終文字, 2 9 行目 1 2 文字目ないし最終文字</p> <p>3 4 頁「処理経過」欄 5 行目 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>3 5 頁「処理経過」欄 1 行目 7 文字目ないし 1 1 文字目</p>
--	--	---	--	--

		<p>4 行目 1 文字目ないし 6 行目最終文字， 7 行目 1 文字目ないし 8 行目最終文字， 9 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 2 行目 1 文字目ないし 1 4 行目最終文字， 1 5 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 6 行目 1 文字目ないし 1 7 行目最終文字， 2 0 行目 1 文字目ないし 2 2 行目 1 文字目， 2 3 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 4 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 5 行目 1 文字目ないし 2 6 行目最終文字， 2 7 行目 1 文字目ないし 4 文字目</p> <p>1 0 頁「処理経過」欄 1 行目 1 0 文字目ないし 4 行目最終文字， 1 3 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 4 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 5 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 6 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>1 1 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 行目， 3 行目 1 文字目</p>		
--	--	---	--	--

		<p>ないし 2 7 文字目及び 3 5 文字目ないし 5 行目最終文字, 6 行目 1 文字目ないし 7 行目最終文字, 8 行目 1 文字目ないし 9 行目最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし 1 1 行目最終文字, 1 3 行目 1 文字目ないし 1 7 行目最終文字</p> <p>1 2 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字, 2 行目 1 文字目ないし最終文字, 3 行目 1 文字目ないし最終文字, 5 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 6 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 4 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし 1 2 行目最終文字, 1 3 行目 1 文字目 1 4 行目最終文字, 1 5 行目 1 文字目ないし 1 6 行目最終文字, 1 7 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 8 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 9 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 0 行目 1 文</p>		
--	--	--	--	--

		<p>字目ないし最終文字， 30行目1文字目ないし8文字目及び16文字目ないし最終文字， 31行目1文字目ないし13文字及び37文字目ないし32行目8文字目</p> <p>13頁「処理経過」欄5行目7文字目ないし最終文字， 6行目1文字目ないし最終文字， 9行目1文字目ないし8文字目及び12文字目ないし15文字目， 10行目1文字目ないし最終文字， 11行目1文字目ないし最終文字， 21行目1文字目ないし8文字目及び12文字目ないし15文字目， 25行目1文字目ないし26行目最終文字， 27行目1文字目ないし最終文字， 28行目1文字目ないし最終文字， 32行目1文字目ないし最終文字</p> <p>14頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし3行目最終文字， 4行目1文字目ないし最終文字， 1</p>		
--	--	---	--	--

		<p>8 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 8 文字目, 1 9 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>1 5 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 9 文字目, 2 行目 1 文字目ないし最終文字, 3 行目 1 文字目ないし最終文字, 8 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 9 文字目, 9 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 1 文字目ないし 1 3 行目最終文字</p> <p>1 7 頁 9 行目 5 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 2 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 3 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 4 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 5 行目 1 文字目ないし 1 6 行目最終文字, 1 7 行目 1 文字目ないし最終文字</p>		
--	--	--	--	--

		<p>1 8 頁「処理経過」 欄 2 2 行目 1 文字目 ないし 5 文字目及び 1 2 文字目ないし最 終文字， 2 3 行目 1 文字目ないし最終文 字， 2 6 行目 1 文字 目ないし 8 文字目及 び 1 5 文字目ないし 1 8 文字目， 2 7 行 目 1 文字目ないし 5 文字目， 2 9 行目 2 6 文字目ないし 3 0 行目最終文字， 3 1 行目ないし 3 2 行目</p> <p>1 9 頁「処理経過」 欄 1 行目 1 文字目な いし最終文字， 2 行 目 1 文字目ないし 4 行目最終文字， 9 行 目 1 文字目ないし最 終文字， 2 6 行目 1 文字目ないし 2 7 行 目最終文字</p> <p>2 0 頁「処理経過」 欄 1 行目 1 文字目な いし最終文字</p> <p>2 1 頁「処理経過」 欄 1 行目 1 文字目な いし最終文字， 1 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 4 文 字目ないし最終文 字， 1 4 行目 1 文字 目ないし 1 5 行目最 終文字， 1 6 行目 1 文字目ないし最終文</p>		
--	--	---	--	--

		<p>字， 1 7 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 8 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字， 2 2 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 3 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 5 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字， 2 6 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 9 行目 1 文字目ないし 8 文字目， 1 6 文字目ないし 1 8 文字目及び 2 2 文字目ないし最終文字</p> <p>2 2 頁「処理経過」欄 4 行目 1 6 文字目ないし 5 行目最終文字， 2 8 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 4 文字目ないし最終文字， 2 9 行目 1 文字目ないし最終文字， 3 2 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字</p> <p>2 3 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終</p>		
--	--	--	--	--

		<p>文字， 2 行目 1 文字目ないし 3 行目最終文字， 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 7 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>2 4 頁「処理経過」欄 1 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 1 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 1 文字目ないし 1 3 文字目， 1 5 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 6 行目 2 0 文字目ないし 1 7 行目最終文字</p> <p>2 5 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字， 2 行目 6 文字目ないし 2 6 文字目及び 3 0 文字目ないし 3 行目最終文字， 5 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字， 6 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>2 6 頁「処理経過」欄 5 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 4 文字目ないし最終</p>		
--	--	--	--	--

		<p>文字， 8 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 9 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 0 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>2 7 頁「処理経過」欄 5 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 8 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字， 9 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 0 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 9 文字目ないし最終文字， 2 1 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 2 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>2 8 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 2 行目 1 文字目ないし最終文字， 5 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 3 文字目ないし 2 1 文字目， 7 行目 1 文字目ないし 8 行目最終文字， 9 行目 1 文字目ないし 1 0 行目最終文字， 2 1 行目 1</p>		
--	--	---	--	--

		<p>文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 2 8 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 2 9 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>2 9 頁「処理経過」欄 9 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 1 0 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 1 行目 1 文字目ないし 1 2 行目最終文字， 1 3 行目 1 文字目ないし 1 5 行目最終文字， 1 8 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 9 文字目ないし最終文字， 1 9 行目 1 文字目ないし 2 1 行目最終文字， 2 2 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 5 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 8 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 3 1 行目 2 1 文字目ないし 3 2 行目最終文字</p> <p>3 1 頁「処理経過」欄 2 1 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 2 行目 1 文字目ないし最終文字， 2 9 行</p>		
--	--	--	--	--

		<p>目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 3 0 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>3 2 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字， 2 行目 1 文字目ないし最終文字， 5 行目 4 文字目ないし最終文字， 6 行目 1 文字目ないし最終文字， 9 行目 4 文字目ないし 7 文字目及び 1 2 文字目ないし 1 6 文字目， 1 1 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目</p> <p>3 3 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし最終文字， 5 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 4 文字目ないし最終文字， 6 行目 1 文字目ないし 7 行目最終文字， 8 行目 1 文字目ないし最終文字， 1 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 5 文字目ないし最終文字， 1 2 行目 1 文字目ないし 1 4 行目最終文字， 2 1 行目 1 文字目ないし最終文字，</p>		
--	--	---	--	--

		<p>2 5 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字, 2 6 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 7 行目, 2 9 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字, 3 0 行目 1 文字目ないし 3 1 行目最終文字</p> <p>3 4 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし最終文字, 2 行目 1 文字目ないし最終文字, 5 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 文字目ないし 7 行目最終文字</p> <p>3 5 頁「処理経過」欄 1 行目 4 文字目ないし最終文字, 4 行目 1 文字目ないし最終文字, 5 行目 1 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 文字目ないし最終文字, 9 行目 1 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 1 文字目ないし最終文字</p> <p>3 8 頁「処理経過」欄 6 行目 1 文字目ないし最終文字</p>		
--	--	--	--	--

		② ①以外の部分 (原処分における非 開示箇所に限る。)	—	—	新たに開示
--	--	------------------------------------	---	---	-------

(当審査会注)

文書1の①に係る2欄の該当箇所については、理由説明書(上記第3の3(2))において不開示情報に該当する旨記載されているが、同箇所の下線部については理由説明書別表に記載がなかったため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足して説明させたところ、当該下線部についても不開示情報に該当するとのことであったことから、当審査会事務局において追記した。